

議案第79号

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、法令の改正に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるによる。

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第20条」を「第23条」に改める。

- (1) 福岡市美術館条例（昭和54年福岡市条例第38号）第17条第1項
- (2) 福岡市博物館条例（平成2年福岡市条例第34号）第17条第1項

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。